

## 青森県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

### （目的）

第1条 子ども・若者の支援に関連する各分野の関係機関等が連携・協力し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下単に「子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく子ども・若者支援地域協議会として、青森県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）子ども・若者の支援に係る情報交換及び情報共有に関すること
- （2）子ども・若者の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
- （3）子ども・若者の支援に係る調査研究及び情報発信に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

### （構成機関）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。  
ただし、必要に応じて新たに関係機関等を加えることができる。

2 協議会の会議は、構成機関から選出される職員等を委員として構成する。

### （組織及び運営）

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、青森県こども家庭部次長をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長は、必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 5 座長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 協議会の中に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

### （調整機関）

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、青森県こども家庭部県民活躍推進課とする。

### （会議の公開）

第6条 協議会の会議は、公開する。ただし、座長が必要と認める場合は、これを公開しないことができる。

### （地域ネットワーク会議）

第7条 地域における関係機関等が連携して支援する体制の強化及び地域の課題解決に向けた協議会の円滑な運営を図るため、協議会に地域ネットワーク会議を置く。

2 地域ネットワーク会議の名称及び所管区域は次のとおりとする。

| 名称           | 所管区域                                            |
|--------------|-------------------------------------------------|
| 津軽地域ネットワーク会議 | 弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、つがる市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、東津軽郡 |
| 県南地域ネットワーク会議 | 八戸市、十和田市、三沢市、上北郡、三戸郡                            |
| 下北地域ネットワーク会議 | むつ市、下北郡                                         |

3 地域ネットワーク会議は、所管区域における子ども・若者の支援に必要な情報交換、情報共有、関係機関等の相互連携・協力及び研修のほか、関係機関等が必要と認める事項についての協議を行うものとする。

4 地域ネットワーク会議は、調整機関が別に指名する関係機関等で組織し、会議の連絡調整を行う事務局は、調整機関が構成機関の中から指名するものとする。

5 第4条第1項に規定する座長は、前項の事務局に対して協議会の会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 協議会及び地域ネットワーク会議の構成機関並びにこれらの会議に参加した者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

別表（第3条関係）

| 分野等      | 関係機関等                       |
|----------|-----------------------------|
| 教育       | 青森県教育庁学校教育課                 |
|          | 青森県総合学校教育センター               |
|          | 青森県総合社会教育センター               |
| 福祉・保健・医療 | 青森県こども家庭部こどもみらい課            |
|          | 青森県健康医療福祉部障がい福祉課            |
|          | 青森県東青地域県民局地域健康福祉部保健総室       |
|          | 青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室       |
|          | 青森県東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室  |
|          | 青森県子ども家庭支援センター              |
|          | 青森県立精神保健福祉センター              |
|          | 青森県発達障害者支援センター「ステップ」        |
|          | 青森県発達障害者支援センター「わかば」（津軽地域）   |
|          | 青森県発達障害者支援センター「Doors」（県南地域） |
|          | 社会福祉法人青森県社会福祉協議会            |
|          |                             |
| 雇用       | 青森県こども家庭部若者定着還流促進課          |
|          | 青森労働局職業安定部職業安定課             |
|          | 青森公共職業安定所                   |
|          | 青森県若年者就職支援センター              |
|          | あおもり若者サポートステーション            |
|          | はちのへ若者サポートステーション            |
| 非行対策     | 青森県警察本部警務部広報課               |
|          | 青森県警察本部生活安全部人身安全対策課         |
| 矯正・更生保護  | 青森少年鑑別所                     |
|          | 青森保護観察所                     |
| 人権擁護     | 青森地方法務局人権擁護課                |
| 市町村地域協議会 | 青森市子ども・若者支援地域協議会            |
| 民間団体     | 子ども・若者サポート「つがる・つながる」        |
|          | 全国ひきこもり家族会連合会青森県支部「青森さくらの会」 |
|          | 特定非営利活動法人コミュサーあおもり          |
| 学識経験者等   | 青森県が委嘱する学識経験者等              |
| 調整機関     | 青森県こども家庭部県民活躍推進課            |